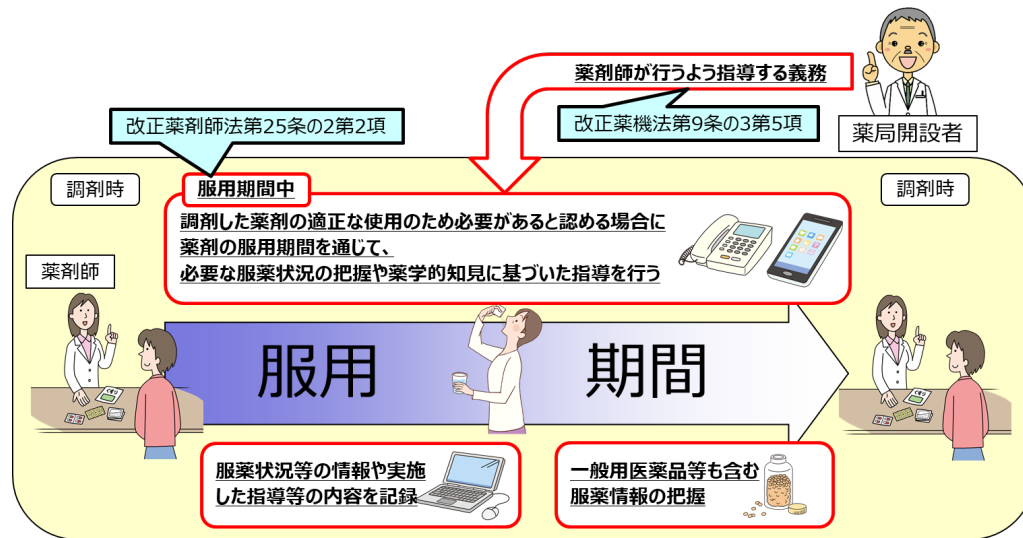


改正薬機法におけるフォローアップの 個別指導から見える注意点

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：令和2年9月11日 日本薬剤師会「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き（第1.1版）」
北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州厚生局HP 個別指導における指摘事項について

薬機法で求められる患者へのフォローアップとは



フォローアップの基本的考え方

- ① 個々の患者の特性
 - ② 罹患している疾病の特性
 - ③ 当該使用薬剤の特性
- に合わせて、適切にフォローアップを行うこと。

(1) フォローアップの検討

(2) 確認のタイミング

(3) 確認方法

(4) 確認事項

(5) 分析と評価

(6) 結果と対応

(7) 記録

(8) その他

フォローアップにおける確認事項と記録内容

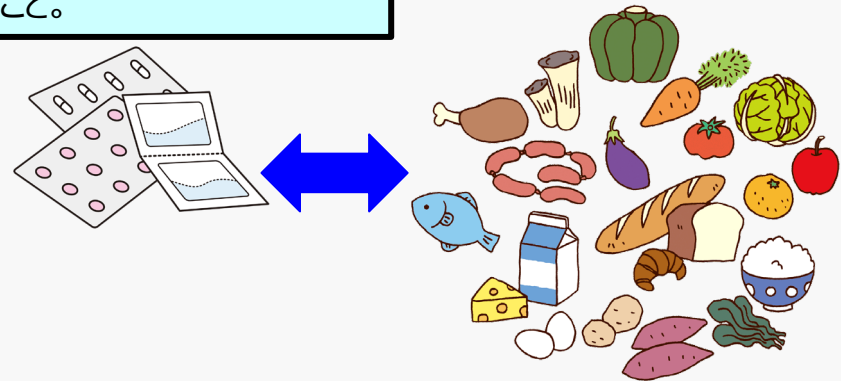
(1)フォローアップの検討	(2)確認のタイミング	(3)確認方法	(4)確認事項
(5)分析と評価	(6)結果と対応	(7)記録	(8)その他

(4)確認事項→P4

確認は単に「調子は如何ですか？」といったものではなく、
的確かつ曖昧さのない形で行うこと。

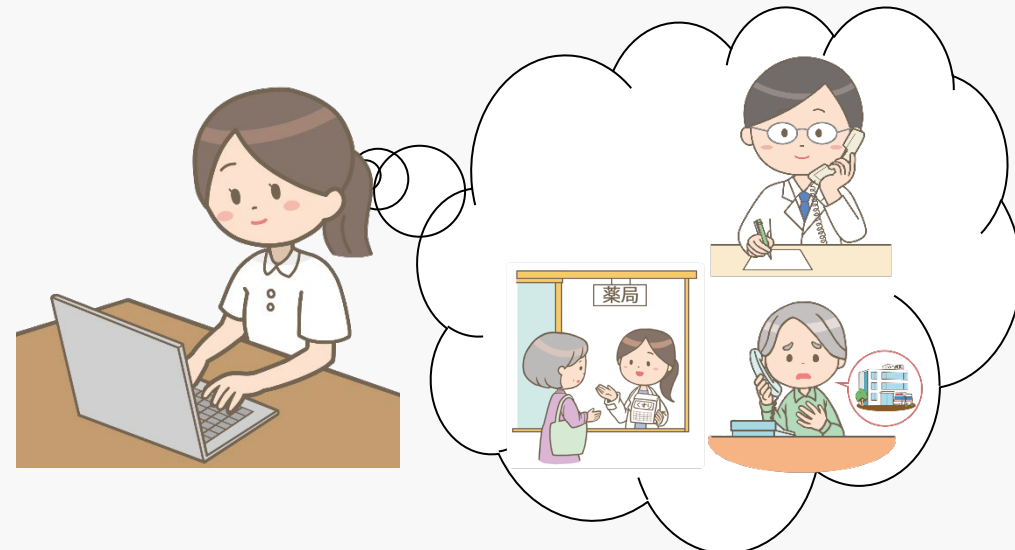
【患者等への確認事項の例】

- ・薬剤等の使用状況・使用中の薬剤の効果・薬剤使用中の体調の変化・患者基本情報の変化・併用薬や食品
- ・嗜好品との相互作用による影響・生活機能への影響・生活の特性の変化・使用中の薬剤に対する意識 等



(7)記録→P3

- 患者に確認した事項、薬剤師が分析・評価した結果と対応等については、調剤録に記載する。
- 記載にあたっては、的確かつ経時的に整然と記録する。
- 1人の患者には1人のかかりつけ薬剤師が一貫して対応することが理想であるものの、複数の薬剤師が携わる場合があることや医師等への情報提供も考慮して「簡潔に要点を記録する」「記録する内容にメリハリをつけて重要な事項を浮き彫りにする」という工夫をすべきである。



薬剤服用歴管理指導料	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	九州	指摘数
記録内容								
最終記入日から起算して3年間保存していない			○					1
指導後速やかに完了していない		○	○	○	○		○	5
患者の体質		○	○	○	○	○	○	6
薬学管理に必要な患者の生活像		○	○	○		○	○	5
後発医薬品の使用に関する患者の意向		○	○	○	○	○	○	6
疾患に関する情報（既往歴）		○	○	○	○	○	○	6
疾患に関する情報（合併症）		○	○	○	○		○	5
他科受診において加療中の疾患に関するもの			○	○	○		○	4
併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の状況		○	○	○	○	○	○	6
服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況		○	○	○	○	○	○	6
服薬状況（残薬の状況を含む）		○	○	○	○	○	○	6
患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）		○	○	○	○	○	○	6
服薬指導の要点		○	○	○	○	○	○	6
手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）		○	○	○	○	○	○	6
今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点		○	○	○	○	○	○	6
指導した保険薬剤師の氏名	○	○	○	○		○	○	6
患者の基礎情報 住所、緊急連絡先		○	○	○	○		○	5
処方及び調剤内容 処方内容、処方内容に関する照会の内容等		○	○	○	○		○	5
処方した保険医療機関名および保険医師名、処方日	○	○						2
患者又は家族等からの相談事項の要点		○	○		○		○	4

記録すべき事項で各厚生局より同様の指摘がされているため、まずはこの指摘事項について注意
 してみてはいかがでしょうか？

関東信越厚生局は平成30年度データを使用

薬剤師法第25条の二

薬剤師法 第二十五条の二

(情報の提供及び指導)
(略)

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の**適正な使用のため必要があると認める場合**には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、**必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。**



薬剤師が必要があると認める場合とは？

判断基準は何？

まずは、厚生局が患者の薬剤を取りそろえる前に確認すべき事項で、良く指摘されている内容を基準に患者の情報を把握することで、判断してはいかがでしょう？



令和2年度の各厚生局が指摘した指導に関する準備不足内容

薬剤服用歴管理指導料	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	九州	指摘数
薬を取りそろえる前に確認していない								
患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）			○					1
薬学管理に必要な患者の生活像			○	○		○		3
服薬状況			○	○		○	○	4
服薬中の体調の変化				○		○	○	3
疾患に関する情報（既往歴）			○	○				2
疾患に関する情報（合併症）			○					1
疾患に関する情報（他科受診において加療中の疾患に関するもの）			○					1
併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の状況			○					1
服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況				○				1

関東信越厚生局は平成30年度データを使用

本資料は、2021年1月21日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。